

令和7年度

一関市立藤沢小学校
第2回 学校運営支援協議会



○日時 令和7年6月18日（水）10：30～12：30

○場所 藤沢小学校 視聴覚室

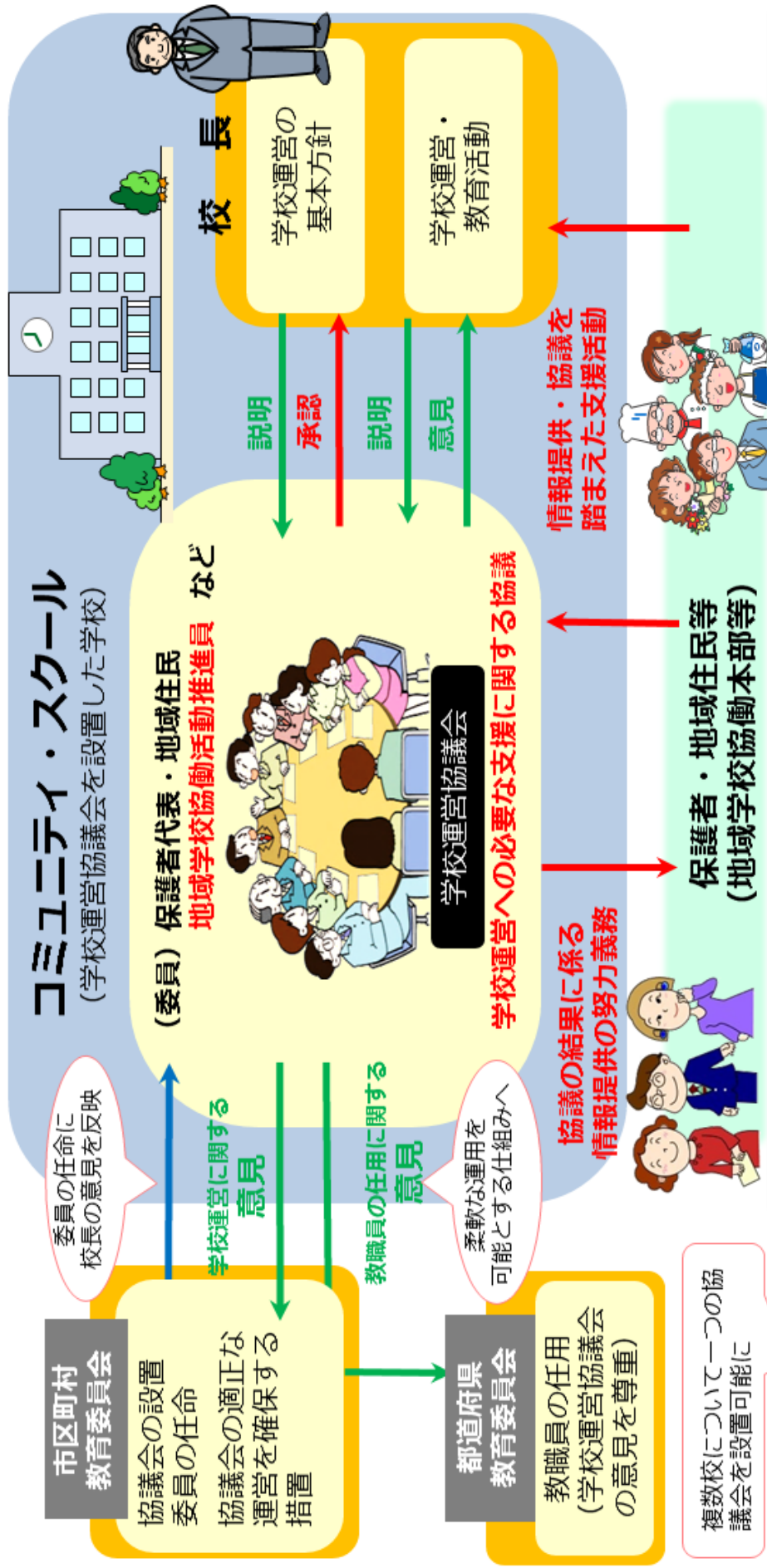
一関市立藤沢小学校

次第

○授業参観(3校時) 10:30～11:15

- 1 開会 (副校長) 11:20 ※司会 副校長
- 2 校長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 協議 (議事進行・会長)
 - 1学期の活動状況
 - 2学期の活動について
 - その他
- 5 その他
- 6 閉会 (副校長) 12:30

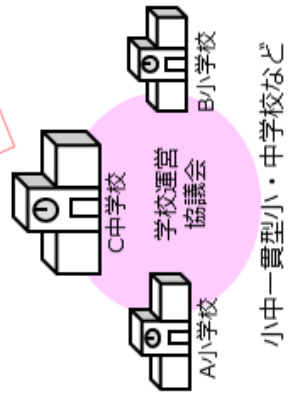
コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割> 地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



〇一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の校長
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
- (3) 特定の個人に関するものでないこと。
- (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

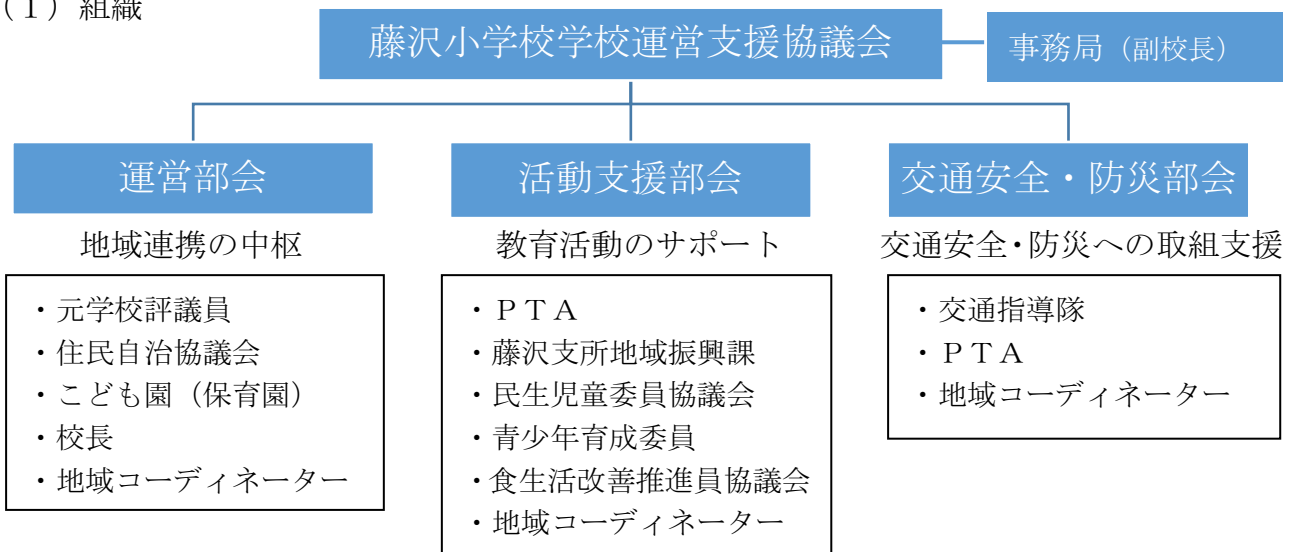
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

1. ねらい

- 学校運営支援協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の实情に応じた特色ある学校づくりを実現させる。
 - ◇ 地域の力を学校運営に導入することを通じて学校運営の活性化を図る。
 - ◇ 地域住民や保護者の参画により校長の学校経営を支援する。
 - ◇ 外部講師やボランティアの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築する。
 - ◇ 家庭に対する要望等を通じて、学校と家庭の適切な役割分担を実現する。

2. 組織・構成員

(1) 組織



(2) 構成員 (13名)

役職	氏名		備考
	千田 修	PTA 会長	(充職)
	小山 博恵	藤沢こども園園長	(充職)
	及川 忠	元学校評議員	(地域)
会長	畠山 憲一	元学校評議員	(地域)
	鈴木 良久	市民センター長	(充職)
副会長	畠山 文子	食生活改善推進員協議会	(地域)
	熊谷 三千代	交通指導隊藤沢地域隊長	(地域)
	佐々木 ゆかり	地域振興課係長	(充職)
	古川 栄子	主任児童委員	(充職)
	菅原 三千司	青少年育成委員	(地域)
	菊地 桂子	校長	(充職)
事務局	佐藤 和博	副校長	(充職)
	千葉 千絵	地域コーディネーター	(充職)

3 協議

(1) 1学期の活動報告（活動の振り返り）

①交通安全・防災

- ・4月18日（金）交通安全教室（熊谷委員他、交通指導隊）

②活動支援

○4月～5月

- ・地域ボランティアの募集・登録（地域CO）
ボランティア登録 35 人（6/16 現在）

- ・下校見守りボランティア（菅原委員他）

- ・1年生の給食ボランティア
（畠山副会長、食生活改善委員、PTA）

期間4月～5月 延べ：50名

- ・1年生を迎える会の参観（全委員）
- ・6年生理科の授業準備支援ボランティア〔地域1名〕

- ・運動会来賓参加

（畠山会長、畠山副会長、千田委員、菅原委員、小山委員、古川委員）

- ・運動会ボランティア

→テント張り(5/20)〔PTA20名〕

→当日(5/24)〔地域1名〕

- ・中庭畑の耕起ボランティア（5/27）
〔地域2名〕

- ・田植え〔5年生20名参加〕徳田地区
（畠山会長、菅原委員他、地域スタッフ）

○6月

- ・スポーツテスト補助ボランティア(6/5)
〔PTA5名、地域3名〕

- ・PTA 環境整備（6/7 草刈り・草取り）
〔千田委員他、PTA 保護者 100名参加〕

- ・プール清掃（6/10）
〔PTA4名、地域2名〕

- ・野焼粘土準備作業(6/13)〔地域2名〕



地域・保護者の力を借りて、たくさん支援をいただいた。

環境を整えていただき、子どもたちがたくさんの目で見守られ、安全安心な生活を送ることができている。本協議会の次のねらいに迫った活動が展開できたと考える。

- ◇ 地域の力を学校運営に導入することを通じて学校運営の活性化を図る。
- ◇ 地域住民や保護者の参画により校長の学校経営を支援する。

(2) 2学期の活動について

1 学期同様に支援活動を継続。より多くの方々に学校運営に参画していただけるように、

◇外部講師やボランティアの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築する。

- ・各教科・総合的な学習への協力・支援
- ・児童の見守り、図書ボランティア等、各種ボランティア活動
- ・地域リソースの発掘

◇家庭に対する要望等を通じて、学校と家庭の適切な役割分担を実現する。

- ・野焼祭について。PTA レク、図工の時間に作成、地区ごとの窯で地区ごとに。

3 その他

4 次回会議

第3回〔11月21日(金)〕

○授業参観 ※学習参観日と同日開催

○中間報告